

尼崎市弥生ヶ丘・西難波墓園の使用に係る申請等の手引き

使用許可証等を紛失した場合の申請

墓地の許可使用者様には、使用許可証又は承継許可証を交付しておりますが、使用許可証等を紛失した場合には、再交付を受ける必要があります。

また、使用許可証等を汚損した場合や、変更後の住所等に更新したい場合には、書換えを受けることができます。

再交付等を受けようとする場合は、裏面の記入例を参考に「使用許可証等紛失等届兼再交付等申請書」に必要事項をご記入の上、次の1又は2の書類とともに弥生ヶ丘斎場管理事務所までご提出ください。

なお、再交付又は書換えにあたっては、250円の手数料がかかります。

1 手数料 250 円

郵送でお手続きをする場合は、定額小為替証書 250 円を郵便局で購入してください。

「受取人欄」は無記入でお願いします。

2 再交付の場合は、許可使用者の氏名及び住所が記載されている次のいずれかの書類

住民票の写し、住民票記載事項証明書、各種保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付きに限る)、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書

3 書換えの場合は、使用許可証又は承継許可証

4 返送用の切手を貼付した封筒 (A4 サイズの書類が入るもの)

後日、承継許可証を送付させていただきますので、返送先の郵便番号、住所及び氏名を A4 サイズの入る封筒に記入して、120 円切手を貼付してください。

以 上

○提出先

〒661-0970 尼崎市弥生ヶ丘町 1-1 弥生ヶ丘斎場管理事務所
(受付時間 9:00~17:30、友引日及び元旦は休日)

○連絡先

保健所 生活衛生課 墓地斎場担当
TEL: 06-4869-3017 (受付時間 9:00~17:00、土日祝は休日)
FAX: 06-4869-3049
E-mail: ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp

(様式3)

許可	令和 年 月 日 第 号	使用許可証等を 交付します。	所長	係	公印
受付	令和 年 月 日				

使用許可証等紛失等届兼再交付等申請書 (記入例)

令和 年 月 日

指定管理者 あて

申請者 (許可使用者)

使用許可証等の名義人の方が記入してください
押印は不要です

本籍 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502
 〒 660-0052
 住所 兵庫県尼崎市七松町 1-3-1-502
 カガナ アマガサキ タロウ
 氏名 尼崎 太郎
 電話番号 06-4869-3017

使用中の区画番号を記入してください

尼崎市 弥生ケ丘・~~西難波~~ 墓園 第01区第234-00号

使用する条例施行規則第20条の規定により、次のとおり申請します

使用墓地区画	尼崎市 弥生ケ丘・ 西難波 墓園 第01区第234-00号
添付書類等	<ol style="list-style-type: none"> 手数料 250 円 再交付の場合は <u>郵送で提出する場合は定額小為替</u> されている次のいずれかの書類 住民票の写し、住民票記載事項証明書、各種保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、特別永住者証明書 3 書換えの場合は、使用許可証又は承継許可証 紛失の場合は再交付 汚れや破れの場合は書換え 返送用封筒

※太線の枠内のみ記入してください。